

筑北村新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施設利用者名簿作成取扱い要綱

令和2年6月5日
告示第75号

(目的)

第1条 この要綱は、令和2年6月1日付け2消コ第29号ほかによる新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長名による、長野県における緊急事態宣言の解除等を受けた新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等についての要請を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、筑北村（以下「村」という。）においての会議、催事等の主催者や施設管理者が、参加者・利用者の名簿を作成し、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、速やかに長野県に対し情報提供ができる体制を整えることを目的とする。

(名簿作成の範囲施設)

第2条 名簿作成をする施設は、村が所有し村が利用若しくは使用するもの（以下「利用等」という。）及び村以外の者（以下「利用者等」という。）が利用等を行うことができるすべての施設とする。

(村が作成する名簿及び保管方法)

第3条 村が作成する名簿は別紙1による。ただし、会議資料等で当該名簿に代えることができる判断する場合は、当該会議資料とすることができる。

2 名簿の保管は会議等の主催担当課が行い、その保管期間は会議等終了後1か月とする。ただし、前項ただし書きによる場合の保管期間は、当該会議資料の保管期間とする。

2 保管期間の終了した名簿は、担当課により破砕処理することとする。ただし、第1項ただし書きによる場合は、筑北村文書管理規則（平成17年筑北村規則第11号）第12条の規定による。

(利用者等に依頼する名簿及びその保管)

第4条 村は、利用者等が事前の申し込みが必要な村の施設を利用等する場合には、当該利用者等の代表者（以下「利用代表者」という。）に名簿の作成を依頼することができる。

(1) 村は利用代表者に名簿の作成を求める場合には、作成の目的、その利用方法を説明しなければならない。

(2) 利用代表者が作成した名簿の保管は利用代表者とし、利用代表者は当該利用の後1か月経過後に、的確に破棄することとする。

2 村は、利用者等が事前の申し込みが不要な村の施設を利用等する場合には、当該利用者等に、当該施設の管理者が別に定める名簿の作成を依頼することができる。ただし、当該施設を直接利用等しない場合（観客、見物等）及び生産物等の購入目的の場合には、名簿の作成の依頼対象から除くことができる。

(1) 村は利用者等に名簿の作成を求める場合には、作成の目的、その利用方法を説明しなければならない。

(2) 利用者等が作成した名簿の保管は、当該施設管理者が保管し、当該利用の後1か月経過後に、破砕処理することとする。

(名簿作成等の周知及び同意)

第5条 村は、名簿作成について、できる限り当該名簿作成の目的及び当該名簿の利用方法を利用者等に周知し、同意（以下「周知等」という。）を得なければならない。

2 周知等の方法は、利用等申し込みの際に行うものとする。ただし、第4条第2項に規定する場合は、利用等の都度周知等をしなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

筑北村 村有施設利用記録

本利用記録は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、または感染の疑いがある場合に、行事・イベント参加者や施設利用者への感染拡大を防止するため、長野県松本保健所が実施する行動調査や接触者調査に限って利用することを目的としています。

以下及び裏面へのご記入と、概ね1か月程度の保管にご協力をお願いします。

施設利用日時 令和____年____月____日 午前・午後____時____分 から

令和____年____月____日 午前・午後____時____分 まで

利用場所（会場） _____

※利用した部屋番号などすべて記入してください。

上記の利用場所（会場）以外でを使用したすべての施設や備品

例) 1階トイレ、更衣室、冷暖房施設、音響設備、ホワイトボード、清掃用具等

実施した感染防止対策

| 感染防止対策 | 回数 | 実施した時間など |
|---------------|---------|------------------|
| 例) 手指のアルコール消毒 | 1人 1回 | 受付時 |
| 例) 換気 | 3回（各5分） | 開始前・中間（〇時〇分）・閉会后 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

本利用記録は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、または感染の疑いがある場合に、速やかに長野県松本保健所に提出します。また行動調査や接触者調査に協力することに同意します。

団体名及び代表者氏名 _____ ㊞

この筑北村村有施設利用記録は、行事・イベント等の実施後概ね1か月は保管してください。保管期間満了後は利用団体等の責任で破棄してください。

裏面 参加者名簿も必ず記入してください。

